

令和6年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

(ごみ処理実施計画)

芦屋市

# 芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

## 目 次

基本理念及び基本方針	• • • • •	P.	1
1 計画区域等	• • • • •	P.	1
2 計画期間	• • • • •	P.	1
3 処理主体	• • • • •	P.	1
4 ごみ処理の評価	• • • • •	P.	2
5 方策の検証	• • • • •	P.	4
6 課題の抽出と次年度の方策	• • • • •	P.	5
7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）	• • • • •	P.	8
8 収集・運搬計画	• • • • •	P.	8
9 中間処理計画	• • • • •	P.	13
10 最終処分計画	• • • • •	P.	14

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

### 基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、  
持続可能な循環型社会を目指します

### 基本方針

- (1) 基本方針1 日常における環境意識の醸成
- (2) 基本方針2 市民参画・協働の推進
- (3) 基本方針3 多様な主体との連携
- (4) 基本方針4 排出事業者・責任の徹底
- (5) 基本方針5 新施設の検討・構想

## 1 計画区域等

- (1) 収集区域：芦屋市全域
- (2) 収集面積： $18.57 \text{ km}^2$
- (3) 計画収集人口：94,824人（令和5年10月1日現在）

## 2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

#### 4 ごみ処理の評価

本計画の上位計画である令和4年3月策定の「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」において設定した目標値と現況（見込み）の比較結果は次のとおりです。

##### (1) 目標値の令和5年度達成状況

項目＼年度	単位	R4	R5	R5	R5評価
		(実績)	(実績)	(目標)	(実績)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	897.5	877.0	919.5	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	515.7	497.3	515.2	達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,409	8,553	8,447	未達成
④ (参考) 集団回収量	t/年	2,812	2,638	—	—
⑤ リサイクル率 ( )内は灰の資源化を含む	—	16.0% (16.2%)	15.9% (16.1%)	17.3%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,166	3,955	4,107	達成

※②家庭系ごみとは、生活系ごみのうち、資源ごみと集団回収を除いたもの

※④集団回収量の目標値は、⑤リサイクル率に含めたため、個別に目標値は設定していない

※⑤リサイクル率のカッコ内は、焼却灰の資源化（セメントリサイクル）を計算に含めたもの  
(資源ごみ十集団回収十灰の資源化) ÷ごみ排出量

※⑥最終処分量は、灰の資源化を含む

ごみ排出量は減量しているが、集団回収量が減少しており、リサイクル率は昨年度同様に目標値に対して未達成となっています。

##### 参考 実績値の推移

項目＼年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	942.0	943.1	932.5	897.5	877.0
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	534.2	549.9	543.5	515.7	497.3
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,970	8,384	8,447	8,409	8,553
④ (参考) 集団回収量	t/年	3,332	3,074	2,962	2,812	2,638
⑤ リサイクル率 ( )内は灰の資源化を含む	—	16.3%	16.4%	15.9%	16.0% (16.2%)	15.9% (16.1%)
⑥ 最終処分量	t/年	4,354	4,344	4,320	4,166	3,955

## (2) ごみ量の内訳

項目＼年度	単位	R5	R4	増減	増減率
		(実績)	(実績)	R5-R4	R5/R4
生活系ごみ	t/年	21,885	22,832	▲ 947	95.9%
燃やすごみ	t/年	16,117	16,756	▲ 639	96.2%
燃やさないごみ	t/年	2,727	2,897	▲ 170	94.1%
資源ごみ	t/年	1,988	2,069	▲ 81	96.1%
紙資源	t/年	924	936	▲ 12	98.7%
ペットボトル	t/年	241	239	2	100.8%
缶	t/年	127	148	▲ 21	85.8%
びん	t/年	696	746	▲ 50	93.3%
その他燃やさないごみ	t/年	739	828	▲ 89	89.3%
粗大・一時多量ごみ	t/年	405	367	38	110.4%
集団回収	t/年	2,636	2,812	▲ 176	93.7%
事業系ごみ	t/年	8,553	8,409	144	101.7%
燃やすごみ	t/年	8,351	8,192	159	101.9%
燃やさないごみ	t/年	202	217	▲ 15	93.1%
ごみ排出量	t/年	30,438	31,241	▲ 803	97.4%

## (3) 前年度との比較

ごみ排出量（総量）は前年度比 97.4%と減量が進んでいます。特に、生活系の燃やすごみが前年度比 96.2%と減少しています。

ごみ収集全体量に対する紙資源、ペットボトルの量も増えており、令和5年10月1日より本格実施した指定ごみ袋制度導入の効果がでていると推測されます。

しかし集団回収は、前年度比 93.7%と大きく減少しており、新聞紙等の減少が大きく影響しています。そのためリサイクル率は前年より低下しています。

## (4) 適正処理

焼却炉については、搬入時の展開検査を強化し、また、薬剤の管理を徹底すること等により、1年を通して排出基準値の値を超えることはありませんでしたが、焼却灰中の燃え残った

混入物について大きさの基準を超える鉄製品が見つかり注意をうけましたので、より一層注意しながら適正な運転管理に努めます。

薬剤の管理を徹底	水銀：フィードフォワード制御により、活性炭噴霧量を自動で適正量噴霧し、安全な運転に努めた 鉛：重金属安定剤の添加率測定回数を調整しながら、安全な運転に努めた
----------	---

## 5 方策の検証

### 令和5年度実施計画の方策

R5方策	R5取り組み内容	評価
1 【重点取組】指定ごみ袋制度の導入に向けた説明会等を進める	令和5年10月1日指定ごみ袋制度本格実施。本格実施前は、説明会71回、サンプルやチラシの全戸配布、各種祭り等イベントでの啓発、ステーション用プレートの作成等を実施。実施後は、違反ごみを収集せずに啓発、市内パトロール、チラシによる重点啓発等を重ねながら、違反ごみ袋対策を実施。	一袋でも違反のごみ袋がでている家庭ごみステーションの数は1%未満であるため、市民に浸透はしたとおもわれる。
2 事業系ごみは、中身の見える袋に変更し分別の啓発を行う	令和5年8月事業系ハンドブックを配布、同10月より中身の見える袋のみ受け入れに変更。	一般廃棄物収集運搬許可業者の協力も得て、ほとんどの袋が中身の見えるごみ袋を利用されているが、総量は増加している。
3 新施設の計画の中でプラスチックの分別を検討する	令和5年5月の審議会の中でも議論いただき、分別の方向で答申をいただいた。令和6年2月の広報で市民に分別の方向性を知らせる。	実際にプラスチックの分別を始めるのは数年先になる。分別の種類の検討、収集方法の検討、処理方法の検討等、今後検討すべきことは多く残っている。
4 リサイクル率向上に向けて、燃やすごみに混入している紙ごみの量を削減させる	説明会等で紙ごみの件を周知はしたが、紙ごみに特化した広報等はできなかった。依然燃やすごみへの紙資源の混入が多い。	次年度以降にも取り組む必要がある。
5 ごみアプリの導入	紙媒体（家庭ごみハンドブックやごみカレンダー等）以外の周知方法として、令和6年3月導入予定。	多言語化についても現在検討中

令和5年度実施計画で定めた方策以外にも、以下の取り組みを進めました。（今年度予定含む）

- ・英語、韓国語・朝鮮語、中国語、ベトナム語、ネパール語での指定ごみ袋制度多言語化チラシ作成

- ・持込みごみ予約の利便性向上のため、予約できる期間の見直し（令和6年4月～）

【予約できる期間・件数】

変更前：1週間前から前業務日まで

1回に予約できる件数は制限なし（実質6日分まで）

変更後：4週間前から当日正午まで（土曜日持込みは前日まで）

1回に予約できる件数は6日分まで

- ・ペットボトルの水平リサイクル、災害ごみに関して民間企業との提携を予定

## 6 課題の抽出と次年度の方策

日常における環境意識の醸成を目指すため、令和5年10月に指定ごみ袋制度を本格実施し、ごみの減量にはつながっていますが、さらなる分別の徹底とごみ減量の推進に取り組む必要があります。依然燃やすごみに紙ごみが混入していることから、雑がみの分別を向上させることなど、長期スパンでの向上を目指していく必要があります。（課題：ごみの減量化と再資源化の推進）

プラスチックの分別について実施自体は先になりますが、課題の整理、社会情勢の把握に努めながら、市民に分別する目的を周知し、意識の醸成に努める必要があります。（課題：プラスチックの分別推進の課題整理と市民周知）

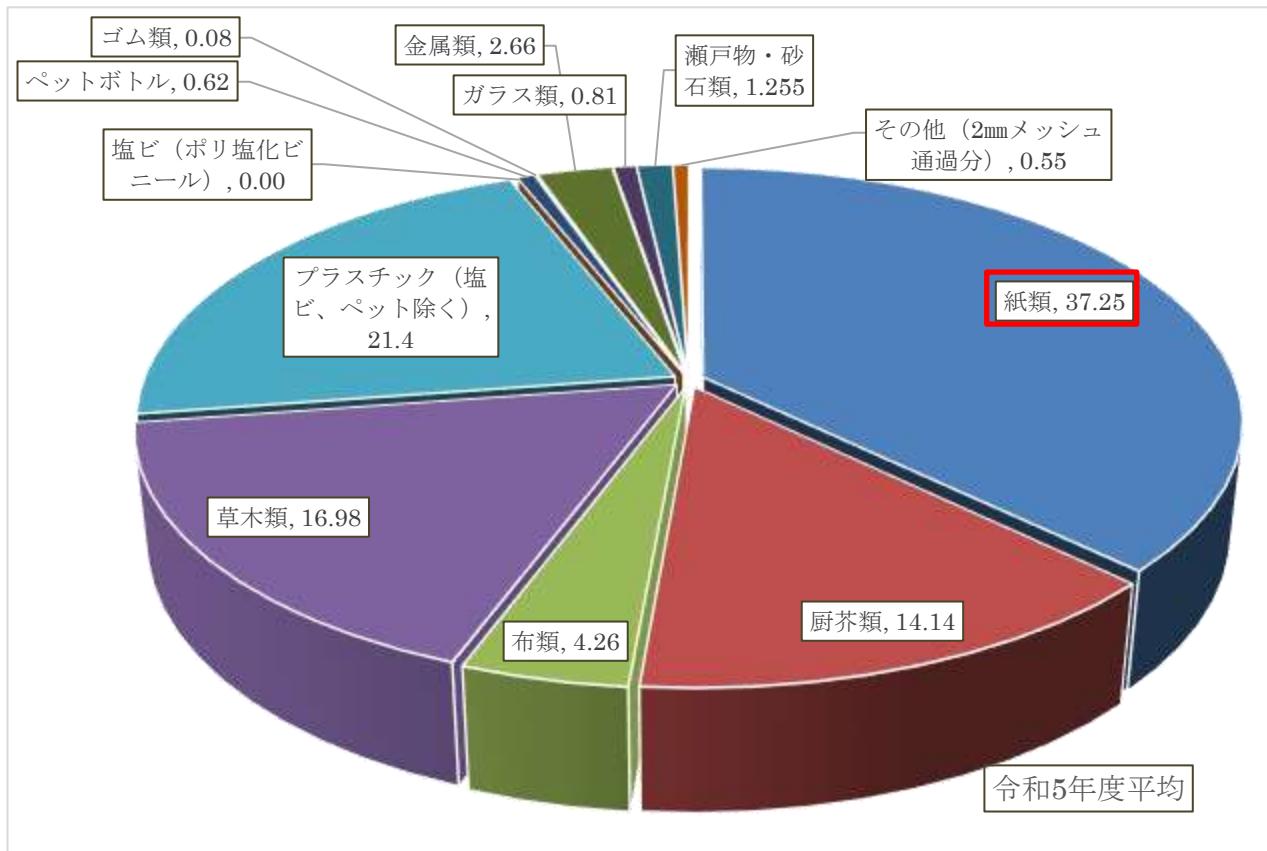
また、分別意識の高まりをより継続し発展させるために、アプリをはじめとした啓発手段の充実化を図り、分別ルールの徹底をすすめます。（課題：ごみに関する広報手段の充実）

なお、危険ごみによる火災は全国的な問題となっており、本市においても昨年度収集車の火災がありました。安定したごみ処理のためにも、市民に危険ごみの出し方、危険ごみの危険性を周知啓発し、危険ごみによる事故の撲滅を目指します。（課題：危険ごみによる火災事故等の撲滅）

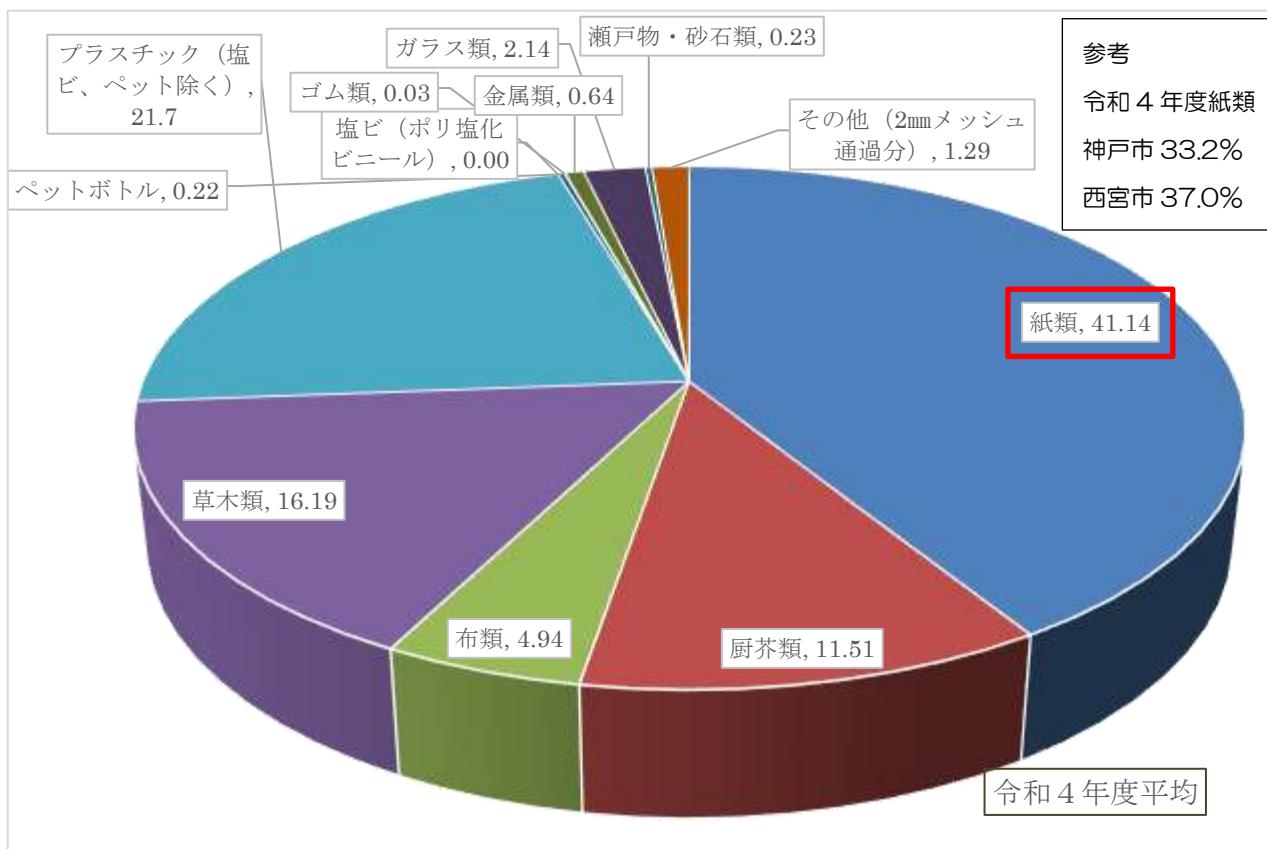
### 令和6年度実施計画の方策

R6方策		R6取り組み予定
1	ごみの減量化と再資源化の推進	広報等を通して、減量化と再資源化を啓発する。特に燃やすごみに混入している紙ごみが多いことをお知らせし、リサイクルできる紙とそうでない紙の紹介を行うなど、わかりやすく市民に伝える
2	プラスチックの分別推進の課題整理と市民周知	プラスチック分別の課題整理、方法の検討に努めながら、異なる分別の推進につながるプラスチック分別の意義等を周知する
3	ごみに関する広報手段の充実	ごみアプリの内容の充実を図りながら、広報等と合わせて分別に関する周知の強化に努める。
4	危険ごみによる火災事故等の撲滅	市民に危険ごみの出し方、危険ごみの危険性を周知啓発し、危険ごみによる事故を撲滅する。

参考 令和5年度 燃やすごみの中身（湿重量%）（5月、8月、11月、2月の4回分析平均）  
前年度と比較し、燃やすごみにおける紙類の割合は減少しています。



前年度（年4回の分析平均）



参考 兵庫県内の比較（環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 令和3年度調査結果より）

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量	市区町村名	1人1日当たりの排出量	市区町村名	1人1日当たりの排出量	市区町村名	リサイクル率R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100
		合計 (ごみ総排出量)*10^6/ 総人口/365		生活系ごみ (生活系ごみ搬入量+ 集団回収量)*10^6/ 総人口/365		事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10^6/ 総人口/365		(%)
		(g/人日)		(g/人日)		(g/人日)		(%)
県平均	884		県平均	622		県平均	262	県平均
1 多可町	697		1 加東市	457		1 多可町	155	1 神河町
2 神河町	703		2 神河町	542		2 市川町	161	2 市川町
3 市川町	735		3 多可町	542		3 神河町	161	3 宝塚市
4 加東市	737		4 伊丹市	548		4 香美町	182	4 養父市
5 丹波市	761		5 加西市	556		5 丹波市	187	5 川西市
6 播磨町	781		6 西脇市	569		6 播磨町	189	6 朝来市
7 太子町	806		7 丹波市	574		7 猪名川町	194	7 猪名川町
8 西脇市	806		8 市川町	575		8 高砂市	195	8 佐用町
9 加西市	813		9 加古川市	582		9 稲美町	200	9 宍粟市
10 高砂市	820		10 太子町	591		10 三田市	207	10 加古川市
11 稲美町	831		11 播磨町	592		11 養父市	207	11 太子町
12 養父市	834		12 尼崎市	594		12 宍粟市	213	12 たつの市
13 伊丹市	836		13 西宮市	597		13 太子町	214	13 上郡町
14 加古川市	836		14 小野市	600		14 川西市	217	14 高砂市
15 三田市	838		15 神戸市	601		15 朝来市	226	15 播磨町
16 川西市	844		16 明石市	608		16 新温泉町	226	16 新温泉町
17 宍粟市	847		17 宝塚市	612		17 西脇市	237	17 伊丹市
18 香美町	862		18 上郡町	614		18 芦屋市	243	18 香美町
19 尼崎市	871		19 相生市	619		19 加古川市	255	19 加西市
20 明石市	877		20 高砂市	625		20 加西市	256	20 多可町
21 朝来市	878		21 川西市	627		21 丹波篠山市	265	21 芦屋市
22 宝塚市	884		22 豊岡市	627		22 明石市	268	22 姫路市
23 小野市	891		23 養父市	627		23 宝塚市	272	23 赤穂市
24 上郡町	896		24 たつの市	630		24 尼崎市	277	24 相生市
25 猪名川町	906		25 三田市	631		25 佐用町	280	25 南あわじ市
26 姫路市	913		26 稲美町	632		26 加東市	281	26 西宮市
27 たつの市	915		27 姫路市	632		27 姫路市	281	27 稲美町
28 西宮市	915		28 宍粟市	634		28 上郡町	282	28 神戸市
29 神戸市	920		29 南あわじ市	634		29 たつの市	285	29 丹波市
30 相生市	930		30 福崎町	647		30 伊丹市	288	30 尼崎市
31 佐用町	932		31 佐用町	652		31 小野市	291	31 三田市
32 芦屋市	933		32 朝来市	653		32 南あわじ市	300	32 洲本市
33 南あわじ市	935		33 三木市	654		33 相生市	311	33 豊岡市
34 豊岡市	964		34 洲本市	658		34 西宮市	318	34 三木市
35 新温泉町	986		35 赤穂市	679		35 神戸市	319	35 西脇市
36 三木市	1,002		36 香美町	680		36 豊岡市	337	36 淡路市
37 丹波篠山市	1,007		37 芦屋市	690		37 赤穂市	345	37 加東市
38 洲本市	1,014		38 淡路市	695		38 三木市	348	38 福崎町
39 赤穂市	1,024		39 猪名川町	712		39 洲本市	356	39 丹波篠山市
40 福崎町	1,104		40 丹波篠山市	741		40 淡路市	453	40 明石市
41 淡路市	1,148		41 新温泉町	760		41 福崎町	457	41 小野市

令和2年度の調査結果

31	芦屋市	943
----	-----	-----

【前年より順位下落】

38	芦屋市	703
----	-----	-----

【前年より順位上昇】

19	芦屋市	241
----	-----	-----

【前年より順位上昇】

21	芦屋市	16.4
----	-----	------

【前年と順位同一】

## 7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

市民生活・事業活動に支障を及ぼすことがないようにするとともに、地球温暖化対策を推進する等、未来を担う世代によりよい環境を残すため、市民、事業者、市（行政）の役割を記載する。

### (1) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量化・再資源化その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

### (2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

### (3) 市（行政）の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自立的な活動の促進を図るよう情報提供等を行わなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

## 8 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「BIN」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とします。

なお、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は、より適正な処理を図るため、拠点回収を実施しています。

### (1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月1回車両による収集を行います。

ア 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

(ア) 一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(ア) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

(ウ) 事業活動に伴って生じたごみ

ウ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合での引き取りを進めるとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携も進めています。

## (2) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ 家庭ごみステーションとは、原則として複数の家庭が共同でごみを排出する場所をいい、それを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認することにより決まる。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、閲覧が可能です。

ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、11頁別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

エ 市民は、「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」を家庭ごみステーション又は廃棄物運搬用パイプライン施設に排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。

オ 事業者等は、一般廃棄物を環境処理センターに搬出するときは、中身の見える状態で排出しなければならない。

## (3) 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができないホームペルプサービスを利用する概ね65歳以上の高齢者（要介護2以上）又は障がいのある方（障がい者手帳所持者又は難病患者）で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する方を対象に、燃やすごみ、紙資源、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。また、希望者に対して安否確認を行い、生活環境に支障が生じないよう支援します。

#### (4) パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について、条例で定められた期間での適正運用に向け、計画的に事業を進めてまいります。

また、利用者や関係者との協議を重ね、自然災害等により条例で定められた期間の前にパイプライン施設が利用できなくなる場合も考慮しながら、具体的な代替収集方法を検討していきます。

## ●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法	
			一次処理	二次処理
燃やすごみ	生ごみ類、布類、プラスチック類等	指定ごみ袋に収納して排出 木や枝は、長さ50cm以内、直径10cm以内に切り、片手で運べる量を紐で束ねる	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化
燃やさないごみ	段ボール	段ボール	別々の袋、もしくは紐で束ねて排出	保管
	雑誌・チラシ等	雑誌、チラシ、その他紙類		
	新聞紙	新聞紙		
	紙パック	紙パック		
	ペットボトル	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は、ビンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理
	缶	スチール缶類、アルミ缶類	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理
	ビン	ジュースのビン、調味料のビン等		選別処理
その他燃やさないごみ		小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等	指定ごみ袋に収納して排出 危険ごみは、中身の見える別袋に入れて排出 ・整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等は中身を使い切り、中身の見える別袋に入れて排出 ・充電式電化製品や乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出 ・包丁・はさみ・ガラスの破片等は、厚紙に入れて、「キケン」と表示して中身の見える別袋に入れて排出 傘や蛍光灯は、袋に収納しなくてもよい	破碎・選別処理
粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一方)50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名もしくは受付番号等を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ビン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化
植木剪定ごみ	植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内、直径10cm以内に切って、紙等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化

## ●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。一方、事業系ごみは、事業者が自ら持ち込むか、本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数				収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃 や す ご み	週 2 回			JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回			JR以北、楠町	委託			
	随 時			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプラインに投入できない物)			芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
資源ごみ  燃 や さ ない ご み	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、高浜町1～9番)は委託 JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	再生事業者施設内	
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域		ステーション方式		
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域		ステーション方式		
		紙パック	第4週の水曜日	全市域		ステーション方式		
	ペットボトル	第3週の水曜日及び 第1・5・6週		全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)	J.R以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
		第1・3・4・5週の 木曜日		高浜町2～9番、若葉町				
	缶	第3週	J.R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市直営	ステーション方式		
			J.R以北、楠町		委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)		市直営			
			南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)		委託			
			毎週		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)	委託		
	ビン	第1・5・6週	J.R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
			J.R以北、楠町		委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町(5～8番を除く)、高浜町1・10～20番、緑町(1・3・4を除く)、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)		市直営			
			南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～6番)		委託			
			毎週		芦屋浜(浜風町5～8番、高浜町2～9番、若葉町、緑町1・3・4番)	委託		
その他 燃やさないごみ	粗大ごみ 一時多量ごみ 植木の剪定ごみ 事業所が排出するごみ 市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ	第2・4週	J.R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市直営	ステーション方式		
			J.R以北、楠町		委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番・涼風町)		市直営			
			芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)		委託			
			随 時		市直営	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集	
粗大ごみ 一時多量ごみ 植木の剪定ごみ 事業所が排出するごみ 市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ	申込み・予約制	全市域		市直営		戸別収集		
		全市域		一般廃棄物収集運搬業者				

別表第1

収集曜日及び時間

	町名 / 分別種類 出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ												粗大ごみ	一時多量ごみ 植木剪定ごみ	
			資源ごみ				ペットボトル				缶	ビン	その他 燃やさないごみ				
			紙資源														
			午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで			
あい	朝日ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
う	岩園町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
う	伊勢町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
お	打出小槌町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月						
お	打出町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月						
か	奥池町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
か	奥池南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
か	奥山	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
か	大原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
か	大樹町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
か	上宮川町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
か	春日町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月						
か	川西町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
か	海洋町1~6番	バイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
か	海洋町7~14番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
きく	公光町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
きく	楠町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
さ	吳川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
し	三条町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
し	三条南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
し	親王塚町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
す	清水町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
せ	涼風町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
た	精道町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月						
た	竹園町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
た	高浜町2~9番	バイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木				毎週 月	毎週 金 午前	第2・4週 月				
ち	高浜町1・10~20番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月						
ち	大東町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
つ	茶屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
つ	月若町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
な	津知町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
な	業平町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木						
な	南宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
に	西山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月						
に	西芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火						
に	西藏町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
は	新浜町	バイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
は	浜町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水						
は	浜芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
ひ	浜風町(5~8番除く)	バイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
ひ	浜風町5~8番	バイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金						
ひ	東芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					</	

## 9 中間処理計画

### (1) 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

#### ア 廃棄物の処理

##### (ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やさごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

##### (イ) 破碎処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破碎し、焼却します。

##### (ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

#### イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

##### (ア) 紙くず

##### (イ) 木くず

##### (ウ) 繊維くず

##### (エ) その他市長が必要と認めたもの

#### ウ 特定家庭用機器再商品化法による特定家庭用機器廃棄物〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理するとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携も進めています。

#### エ 在宅医療廃棄物

##### (ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

##### (イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

#### オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

## (2) 中間処理施設

ア 名 称：芦屋市環境処理センター  
イ 所 在 地：芦屋市浜風町31-1  
ウ 処理設備：焼却炉・破碎機・不燃物圧縮機・切断機  
エ 処理量：焼却処理 25,678t（令和5年度実績値）  
資源化処理 2,107t（令和5年度実績値）

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処理能力		230t/24h(115t/24h × 2基)
破碎機	可燃性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-552SK
	粗大ごみ用	処理能力	10t/h 破碎寸法 200mm以下
	不燃性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-452S
	粗大ごみ用	処理能力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処理能力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切断能力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処理能力		300kg/h

## (3) ごみ処理施設整備計画

令和4年度より芦屋市環境処理センター施設整備基本計画を策定中

## 1〇 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

### (1) 埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物

### (2) 最終処分地の概要

ア 委託先：大阪湾広域臨海環境整備センター  
イ 搬入基地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）  
ウ 埋立処分場：神戸沖埋立処分場  
エ 埋立方法：海面埋立方式（管理型）  
オ 処理量：3,888t（令和5年度実績値）

#### （参考）

別途、焼却灰の一部は再資源化します。（令和5年度実績値：67t）